

つて、当該支給要件に該当するに至った日において、未成年後見人、父母指定者又は新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなったことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った者、その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

附則第二十三条を削る。

附則第二十二条のうち住民基本台帳法第七条第十号の二の改正規定中「児童手当の」を「子どものための手当の」に、「児童手当法」を「子どものための手当の」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改め、「を削る。」

附則第二十二条中住民基本台帳法第二十九条の二（見出しを含む。）及び第三十一条第三項の改正規定を削り、附則第二十二条を附則第二十三条とする。

附則第二十一条中地方財政法第十条第十五号の改正規定を削る。

附則第二十一条のうち地方財政法第三十九条の改正規定中「削り、「児童手当」を「子どものための手当」に改める」を「削る」に改め、附則第二十一条を附則第二十一条とする。

附則第二十条のうち地方自治法別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項の改正規定中「児

「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改め、「」を削り、「第二十二條の五まで」を「第二十二條の四まで（これらの規定を附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」、「第二十二條の五」に、「削る」を「」（附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」に改める」に改め、同條を附則第二十一條とする。

附則第十九條を削る。

附則第十八條中船員保險法第百十九條の改正規定並びに同法附則第八條の二及び第八條の三の改正規定を次のように改める。

附則第八條の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同條中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法第二十條第一項」に改める。

附則第八条の三の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項」に改める。

附則第十八条を附則第二十条とし、附則第十七条を削る。

附則第十六条中健康保険法第百五十九条の二の改正規定並びに同法附則第八条の二及び第八条の三の改正規定を次のように改める。

附則第八条の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条」に改める。

附則第八条の三の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条」に改める。

附則第十六条を附則第十九条とし、附則第十五条を削る。

附則第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（特別会計に関する法律の一部改正）」を付し、同条中特別会計に関する法律第百八条の改正規定、同法第百十条の改正規定、同法第百十一条第六項の改正規定、同項第一号イの改正規定、同項第二号イの改正規定、同号ニの改正規定、同号ホの改正規定、同条第七項第一号ホの改正規定及び同項第二号イの改正規定並びに同法第百十二条の改正規定を削る。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律第百十三条第四項の改正規定中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「児童手当の」を「子どものための手当の」に及び「児童手当に」を「子どものための手当に」に削る。

附則第十四条中特別会計に関する法律第百十四條第八項の改正規定、同法第百十八條の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに同法第百十九條の改正規定を削る。

附則第十四条のうち特別会計に関する法律第百二十條第二項第四号の改正規定中「児童手当勘定」を「子どものための手当勘定」に、「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「」を削る。

附則第十四条中特別会計に関する法律第百二十一条並びに第百二十三條第一項及び第四項の改正規定、同法附則第三十一条の二の前の見出しを削る改正規定並びに同条及び同法附則第三十一条の三の改正規定並びに同法附則第三十一条の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

附則第三十一条の二中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から」に、「児童手当法第二十条第一項第一号の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされ

た旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七条第一項」を「旧児童手当法附則第七条第一項」に、「」並びに」を「」及び」に、「」第四項」を「」第五項」に、「児童手当法第十八条第一項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項」に、「児童手当法附則第七条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三十一条の三中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)第二十条第一項第一号から」に、「児童手当法第二十条第一項第一号の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七条第一項」を「旧児童手当法附則第七条第一項」に、「」並びに」を「」及び」に、「」第四項」を「」第五項」に、「児童手当法第十八条

第一項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項」に、「児童手当法附則第七条第五項」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第十四条を附則第十八条とする。

附則第十三条の次に次の四条を加える。

第十四条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は新児童手当法第四條第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至った者、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなった日の属する月の翌月

第十五条 次の各号に掲げる者（附則第十三條の規定の適用を受ける者を除く。）が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第七條第一項（新児童手当法第十七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新児童手当法第八條第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の児童（新児童手当法第四條第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）と障害者支援施設等（新児童手当法第三條第三項第三号に規定する障害者支援施設若しくはそのぞみの園又は同項第四号に規定する救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）に入所していること

により児童手当の支給要件（新児童手当法第四条第一項第一号に係るものに限る。）に該当しているものの 同月

二 平成二十四年六月一日において指定医療機関（新児童手当法第三条第三項第二号に規定する指定医療機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者として現に中学校修了前の施設入所等児童（新児童手当法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）を養育していることにより児童手当の支給要件（新児童手当法第四条第一項第四号に係るものに限る。）に該当している者 同月

三 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなつたことにより児童手当の支給要件（新児童手当法第四条第一項第一号に係るものに限る。）に該当するに至つたもの その者が当該支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

四 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、指定医療機関の設置者として中学校修了前の施

設入所等児童を養育することとなったことにより新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者に該当するに至った者。その者が同号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月。

第十六条 次の各号に掲げる者（附則第十四条の規定の適用を受ける者を除く。）が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所していることにより児童手当の額が増額することとなるに至ったもの 同月

二 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至ったもの。その者がその子である中学校修了前の児童と当該障害者支援施設等に入所することとなった日の属する月の翌月

三 平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に指定医療機関の設置者として中学校修了前の

施設入所等児童を養育することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至った者、その者が当該中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなった日の属する月の翌月

第十七条 附則第十三条から前条まで（附則第十五条第二号及び第四号並びに前条第三号を除く。）の規定は、新児童手当法附則第二条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、附則第十三条中「第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第八条第二項」と、附則第十四条中「第九条第一項」及び「同項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項」と、附則第十五条中「附則第十三条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十三条」と、「第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第十七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第十七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第十七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、

法第八条第二項」と、前条中「附則第十四条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十四条」と、「第九条第一項」及び「同項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項」と読み替えるものとする。

附則第二十四条中国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十五条（見出しを含む。）の改正規定を削る。

附則第二十四条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律附則第四項の改正規定中「「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において」に、「「児童手当法」を「「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第八条」を「附則第十一条」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第二十四条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律附則第五項の改正規定中「「関する第十五条の規定の適用については」を「関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において」に、「「児童手当法」を「「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第九条」を「附則第十二条」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第二十五条を削る。

附則第二十六条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第八条の見出しの改正規定及び同条の改正規定中「第八条の見出し中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に改め、同条中「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「第八条中」に改める。

附則第二十六条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律附則第三条の改正規定中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「を削り、「附則第八条」を「附則第十一条」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第二十六条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律附則第四条の改正規定中「関する第八条の規定の適用については」を「関しては、第八条の規定を準用する。この場合において」「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「を削り、「附則第九条」を「附則第十二条」に改め、「と読み替えるもの」を削り、附則第二十六条を附則第二十五条とする。

附則第二十七条を削る。

附則第二十八条中法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第七七条（見出しを含む。）の改正規定を削る。

附則第二十八条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律附則第六項の改正規定中「「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」に、「「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「を削り、「附則第八条」を「附則第十一条」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第二十八条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律附則第七項の改正規定中「「関する第十七条の規定の適用については」を「関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において」に、「「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、「を削り、「附則第九条」を「附則第十二条」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条を附則第二十六条とする。

附則第二十九条を削る。

附則第三十条中地方独立行政法人法第六十三条の見出しの改正規定及び同条の改正規定を次のように改める。

第六十三条中「(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に改め、「受けているもの」の下に「(同法第十条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」に改め、「受けているもの」の下に「(同法第十条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。)」を加え、「同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。))」を「同法附則第二条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。))」に、「特例給付等の」を「特例給付の」に、「(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。))」を「(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

附則第三十条を附則第二十七条とする。

附則第三十一条中「子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第三項」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「同法第十条の規定により子どものための手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により子どもための手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十一条の規定により児童手当を含む。」の規定により児童手当」に、「同項」を「児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）」及び「児童手当又は特例給付」とあるのは「児童手当」と、「同法第七条第一項」に、「子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項」と、「同法第八条第一項」とするを「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項」と、「同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同法第八条第二項」とするに改め、同条を附則第二十八条とする。

附則第三十二条を削る。

附則第三十三条中判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第九条（見出しを含む。）の改正規定を削る。

附則第三十三条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律附則第六項の改正規定中「「関する」
第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において」に、「「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第八条」を「附則第十一条」に改め、「と読み替えるもの」を削る。

附則第三十三条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律附則第七項の改正規定中「「関する」
第九条の規定の適用については」を「関しては、第九条の規定を準用する。この場合において」に、「「児童手当法」を「子どものための手当の支給に関する法律」に、」を削り、「附則第九条」を「附則第十二条」に改め、「と読み替えるもの」を削り、同条を附則第二十九条とする。

附則第二十四条を削る。

附則第三十五条中日本年金機構法第二十三条第三項、第二十六条第二項、第二十七条第二項第一号及び第四十八条第一項の改正規定並びに同法附則第十一条の改正規定を削る。

附則第三十五条のうち日本年金機構法附則第十八条第二項の改正規定中「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」を削り、「」第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」を「」第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）」に、「附則第九条」を「附則第十二条」に、「児童手当法の一部を改正する法律附則第四条から第六条までの規定によりなお従前の例によることとされた旧児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第八条」を「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定中第二項第一号を削り、同項第二号中「附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第三項」を「（平成二十四

年法律第 号) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下この項において「旧児童手当法」という。)第二十二條第三項)に、「附則第八條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項)を「附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項)に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「附則第九條)を「附則第十二條)に改め、同号を同項第二号とし、附則第三十五條を附則第三十條とする。

附則第三十六條を削る。

附則第三十七條のうち平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の改正規定、同條第二項の改正規定及び同條第三項の改正規定中「附則第八條)を「附則第十一條)に改め、附則第三十七條を附則第三十一條とする。

附則第三十八條のうち平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條の改正規定中「附則第九條)を「附則第十二條)に改める。

附則第三十八條に次のように加える。

附則第三条及び第四条中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

附則第三十八条を附則第三十二条とし、同条の次に次の四条を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の五十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務」に改める。

別表第二の二十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する情報」を「児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」に、「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表の三十の項中「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表の七十五の項及び七十六の項中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当又は特例給付の

支給に関する事務」に改め、同表の八十八の項中「子どものための手当関係情報」を「児童手当関係情報」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条のうち住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第二の五の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第三の七の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第四の四の項の次に次のように加える改正規定、同法別表第五第九号の次に六号を加える改正規定及び同表の次に一表を加える改正規定中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に、「子どものための手当の支給に関する事務」を「児童手当の支給に関する事務」に改める。

(特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二から第三十一条の四までの改正規定中「から第三十一条の四までの規定」を「及び第三十一条の三」に改める。

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十六条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第九条第十四号及び第十条第六号中「子どものための手当の支給に関する法律」を「児童手当法」に改める。

附則第三十九条中「附則第四条」を「附則第五条」に改め、同条を附則第三十七条とし、附則第四十条を附則第三十八条とする。